

令和 7 年 7 月 1 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)

I	鎌倉市浄明寺における漏水事故について-----	1
II	令和6年度公営企業会計決算見込額の概況について-----	4
III	「神奈川県営水道事業経営計画」の取組状況について-----	6
IV	「神奈川電気・ダム管理事業計画」の取組状況について-----	10
V	5事業者が目指す「水道システム再構築」の取組状況について-----	14
VI	活性炭談合に関する損害賠償請求訴訟の和解について-----	16

I 鎌倉市浄明寺における漏水事故について

1 概要

令和7年6月28日（土）午前1時頃に警察に通報があり、午前2時頃、鎌倉市浄明寺付近の水道管からの漏水を職員が確認し、周辺の道路が冠水により一時通行止めとなった。

また、この漏水の修理に伴い、鎌倉市の一部区域で約1万戸の断水が発生し、濁水の解消等に時間を要したため、復旧は同日午後10時となった。

2 主な経過

午前 1 時頃	住民から警察への通報あり
1 時30分	県道204号線（金沢鎌倉線）の通行規制開始
2 時頃	漏水事故を確認
3 時30分	断水情報をホームページに掲載
4 時30分	漏水の止水と修理のためバルブを閉止、約 1 万戸が断水
7 時10分	県道204号線（金沢鎌倉線）の通行規制解除
9 時	応急給水を開始
午後 1 時	漏水箇所の水道管の復旧工事を完了
1 時20分	通水を再開し、その後、順次、水道管路の洗浄を開始
10時	水道管路の洗浄を終了、応急給水を終了

3 漏水の概要

(1) 漏水箇所

鎌倉市浄明寺2丁目7番付近



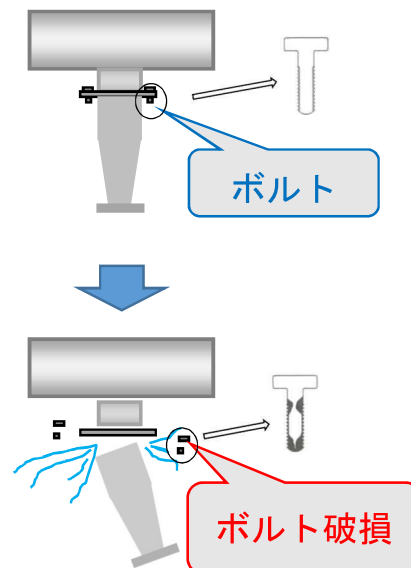
(図1 漏水箇所位置図)

(2) 漏水原因

直径250mmの水道管（昭和39年布設）の継手部分のボルトが腐食し、継手が離脱したため。



(図2 漏水箇所写真)



(図3 漏水箇所模式図)

(3) 主な被害の状況

- ・ 県道204号線（金沢鎌倉線）の報国寺入口交差点付近が一時通行止めとなったが、午前7時頃に解除となった。
- ・ 鎌倉市の一部区域において、午前4時過ぎから約1万戸で断水及び濁水が発生したが、午後3時頃までには断水は概ね解消し、濁水も午後10時頃までには解消した。

〔断水区域〕

鎌倉市 十二所、浄明寺一丁目～六丁目、二階堂、西御門一丁目～二丁目、雪ノ下一丁目～五丁目、雪ノ下、扇ガ谷二丁目～四丁目、小町一丁目～三丁目、大町一丁目～四丁目・六丁目～七丁目、材木座二丁目

- ・ 断水に伴い、多くの飲食店や観光施設等が臨時休業となった。
- ・ なお、漏水を直接の原因とする浸水被害や人的被害は、これまで報告されていない。

4 主な対応状況

(1) 漏水復旧

- ・ 漏水の止水と修理のため、午前4時30分に漏水箇所に通じるバルブを閉め、断水を行った。
- ・ 午後1時までに漏水箇所の水道管の修理工事を完了し、午後1時20分から通水を再開した。その後、順次、濁水解消のための水道管路の

洗浄を行い、午後10時までに作業を完了した。

(2) 応急給水

- ・ 県営水道の給水車14台に加え、管工事業協同組合の給水車5台により、午前9時頃から午後10時まで、鎌倉市内の小中学校など、最大10ヶ所で応急給水を行った。

(3) 広報等

- ・ 鎌倉水道営業所ホームページに断水等の情報を掲載し、LINEでも情報発信したほか、断水区域には広報車5台による広報を行った。また、県ホームページのトップにもお知らせを掲載した。
- ・ 鎌倉市の協力により、鎌倉市ホームページや、鎌倉市公式LINEでもお知らせした。
- ・ 断水や濁水に関し、事故当日に延べ400件余りの苦情やお問い合わせをいただいた。

5 今後の対応

- ・ 今回、漏水の原因となった水道管は、市道と県道に約400mにわたり埋設されており、昨年度から進めていた更新工事を、今年度も着実に実施していく。
- ・ 新しい水道管への更新工事が完了する（令和8年度末）までの間、水圧の影響が大きい曲線部を掘削し、ボルトの補強を行う。（10箇所程度）
- ・ 1年に1回行っている基幹管路や、国県道に埋設されている水道管の漏水調査を、平年よりも前倒しして行う。
- ・ 今回の漏水事故に伴う補償等については、公益財団法人 日本水道協会等の関係機関と相談しながら対応を検討していく。

Ⅱ 令和6年度公営企業会計決算見込額の概況について

(単位:百万円)

会 計 名	勘 定 区 分	収 入	支 出	当年度純利益又は純損失
				資本的収支財源不足額
水道事業会計	損 益	62,965	57,450	3,365
	資 本	18,567	38,295	△ 19,728
電気事業会計	損 益	11,480	7,763	3,570
	資 本	287	2,281	△ 1,994
公営企業資金等 運用事業会計	損 益	893	595	320
	資 本	3,984	4,178	△ 194
相模川総合開発 共同事業会計	損 益	2,174	2,174	－
	資 本	251	251	－
酒匂川総合開発 事業会計	損 益	1,915	1,915	－
	資 本	62	62	－
合 計	損 益	79,429	69,900	7,256
	資 本	23,152	45,069	△ 21,917

(注1) 百万円未満切捨てのため、各会計の額の計は合計と符合しない。

(注2) 資本的収支財源不足額の補填財源には、過年度分損益勘定留保資金等を充てる。

(注3) 収益と費用は税込のため、その差引と当年度純利益又は純損失は符合しない。

【参 考】損益勘定決算額比較表

(単位:百万円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減 額	前年度対比
水道事業会計	水道事業収益	62,965	59,605	3,359	105.6
	営業収益	58,566	54,968	3,597	106.5
	営業外収益	3,964	4,581	△ 616	86.5
	特別利益	433	55	378	781.9
	水道事業費用	57,450	56,404	1,046	101.9
	営業費用	55,996	54,929	1,067	101.9
	営業外費用	1,454	1,412	41	103.0
	特別損失	－	62	△ 62	皆減
	当年度純利益又は純損失	3,365	712	2,652	472.1
電気事業会計	電気事業収益	11,480	8,085	3,395	142.0
	営業収益	11,254	7,828	3,425	143.8
	財務収益	58	19	39	308.4
	事業外収益	159	215	△ 55	74.1
	特別利益	7	22	△ 14	33.9
	電気事業費用	7,763	7,497	265	103.5
	営業費用	7,070	7,025	44	100.6
	財務費用	11	24	△ 12	49.1
	事業外費用	665	447	217	148.6
	特別損失	16	－	16	皆増
	当年度純利益又は純損失	3,570	463	3,107	770.4
運営企業資金等事業会計	事業収益	893	844	48	105.8
	営業収益	449	450	△ 1	99.7
	営業外収益	444	394	50	112.7
	事業費用	595	532	62	111.8
	営業費用	357	393	△ 36	90.8
	営業外費用	238	139	99	171.2
	当年度純利益又は純損失	320	277	42	115.3

(注1) 収益と費用は税込のため、その差引と当年度純利益又は純損失は符合しない。

(注2) 百万円未満切捨てのため、増減額は符合しない箇所がある。

Ⅲ 「神奈川県営水道事業経営計画」の取組状況について

1 趣旨

県営水道事業では、令和6年度から「神奈川県営水道事業経営計画」（以下「経営計画」という。）に基づき取組を進めており、令和6年度の取組状況について報告する。

2 経営計画の概要と取組状況

厳しさを増す経営環境において持続可能な県営水道とするため、基本理念として掲げる3つの柱（「安心」・「持続」・「貢献」）のもと、「神奈川県営水道長期構想」（令和6年度から令和35年度）を策定して、30年後の「目指す姿」と「取組の方向性」を示した。

そして、その実現に向けた中期的な事業実施計画として「神奈川県営水道事業経営計画」を策定し、引き続き安全で良質な水を安定的に供給する使命を果たすため、「取組の方向性」に基づく個別事業を位置付け、事業運営を行う。

(1) 計画期間

5年間〔令和6年度から令和10年度〕

(2) 主要事業の概要と取組状況

ア 「安全で良質な水道」に向けた個別事業

水質検査機器等の適切な保守管理や計画的な更新に加え、新たな水質の課題について、規制強化等の国の動向を注視し、水質検査体制を整備するなど適切に対応する。

〔取組状況〕

- ・ P F O S 及び P F O A の専用の検査機器を購入し、検査体制の整備に着手した。
- ・ P F O S 及び P F O A が水質基準※となった場合に、より効率的な検査方法（直接注入法）が追加可能かどうか、環境省の評価試験に参加した。

※令和8年4月に水質基準に追加される予定。

イ 「将来にわたり適切に管理された水道」に向けた個別事業

水需要の減少を踏まえた適正な施設規模に向けて、管路等のダウンサイジング、配水池の統廃合及び寒川第2浄水場の廃止に向けた取組を進める。

また、5事業者と共通する課題の解決に向けて、水道システムの再構築の取組を進める。

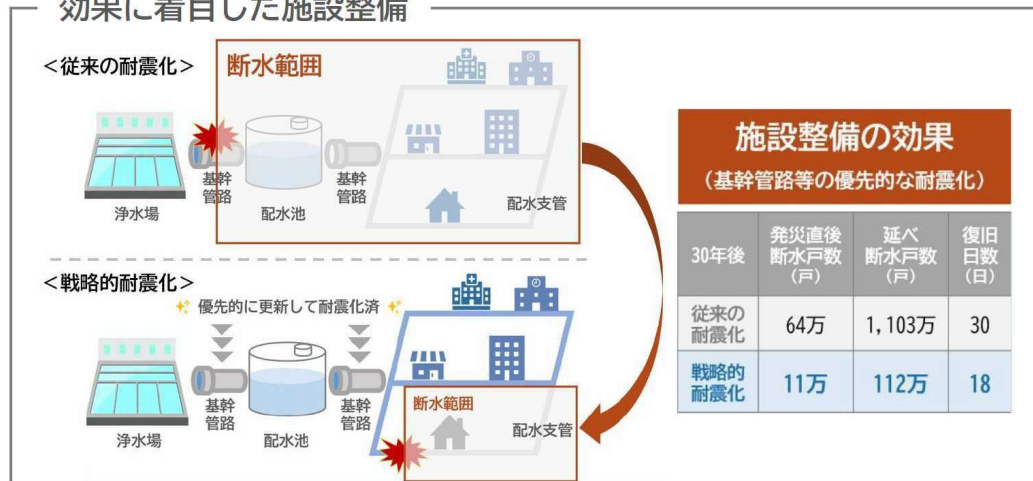
[取組状況]

- ・ 寒川第2浄水場の廃止（令和12年度を目途）に向けた、配水管改良工事やポンプ所の整備等を実施している。
- ・ 5事業者が目指す「水道システム再構築」の実施に向け、各事業者との調整を行い、令和6年5月に「5事業者の『施設整備計画』」を策定した。

ウ 「災害・事故にも強い水道」に向けた個別事業

被災時の断水被害を抑え、復旧日数を短くするため、断水の影響が大きい基幹管路や、重要給水施設への供給管路などを優先的に更新し、耐震化を進める、効果に着目した「戦略的な管路整備」に取り組むほか、浄水場の浸水対策、火山対策やポンプ所の停電対策を進める。

効果に着目した施設整備



[取組状況]

- ・ 基幹管路の耐震適合率について、計画目標の75%に向けて、19路線で基幹管路の耐震化を進めている。
- ・ 重要給水施設（災害協力病院、避難所等）への供給管路について、計画目標78箇所のうち、12箇所の耐震化が完了した。
- ・ 水道管の漏水調査について、基幹管路や国県道等の配水管は毎年、その他の配水管は隔年で行うことにより計画目標の有効率95%を維持している。



- ・ 寒川浄水場の浸水対策として、電源設備等の浸水対策工事を実施した。
- ・ 揚水ポンプ所の停電対策として、計画目標6箇所のうち、1箇所へ移動電源車に対応した設備を導入した。

- ・ 上下水道一体での耐震化を推進する国からの要請に基づき、関係市町と連携して令和 7 年 1 月に「神奈川県営水道上下水道耐震化計画」を策定し、供給管路の耐震化が必要な重要給水施設を選定した。

エ 「環境にやさしい水道」に向けた個別事業

脱炭素社会の実現に向けて、施設更新に合わせて、ポンプ設備等の省エネルギー化に取り組むとともに、工事により発生する土砂等の削減や再生資源化を図る。

〔取組状況〕

- ・ 老朽した空調設備について、6 箇所で省エネルギー機器への更新を行った。
- ・ 寒川浄水場において使用するポンプ設備等の電力について、県営電気事業の水力発電の電力を活用することにより、浄水場における CO₂ 排出量の削減を図った。
- ・ 浄水場の浄水処理工程で発生する浄水発生土を、園芸用土等へ 100% 再生利用している。

オ 「経営基盤の確立された水道」に向けた個別事業

ICT をはじめとする技術を活用し、工事管理業務の効率化や、給水装置工事申請手続きのオンライン化を進める。

また、水道料金水準等の定期的な検証や、交付金の確保等により、財政の健全性を高めるとともに、持続可能な組織体制を構築する。

〔取組状況〕

- ・ 工事の受発注者間で場所にとらわれず効率的に調整を実施するための「情報共有システム」の普及に向け、同システムの使用を条件として一部の工事を発注した。
- ・ 将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた水道施設整備等を着実に進めるため、令和 6 年 10 月に水道料金体系の見直しを含む段階的な料金改定を実施した。

【主な変更点】

- ・ 用途別料金体系から口径別料金体系への見直し
- ・ 口径別に基本水量と基本料金を設定
- ・ 令和 6 年 10 月に 16%※、令和 7 年 10 月に 19%※、令和 8 年 10 月に 22%※ と激変緩和措置として段階的な料金改定を実施（※改定前の料金との比較による割合）

- ・ 老朽化した施設の大量更新や激甚化する自然災害への対応など、直面する多くの課題に対応するため、令和 7 年 2 月に「県営水道出先組織再編計画」を策定した。

カ 「信頼に応える水道」に向けた個別事業

県営水道への信頼を高めるため、わかりやすい広報による情報発信やお客様ニーズの把握に取り組む。

また、地域社会や国際社会へ貢献するため、箱根地区水道事業包括委託（第3期）における「公民連携かながわモデル」の本格運用や海外への技術協力などを進める。

〔取組状況〕

- ・ 企業庁LINE公式アカウントにより、突発断水等の緊急情報等を迅速に情報発信している。
- ・ VRなどのデジタル技術を活用して場所にとらわれない広報を進めることを目的に、浄水場見学を疑似体験できる動画「バーチャル浄水場」を公開した。
- ・ これまでの取組で構築した「公民連携かながわモデル」を本格運用するため、令和6年度から10年間の「箱根地区水道事業包括委託（第3期）」を開始した。
- ・ ベトナムランソン省・フンイエン省からの研修生を受け入れるとともに、新たにフンイエン省と「水道分野における技術協力に関する覚書」を締結した。



Ⅳ 「神奈川電気・ダム管理事業計画」の取組状況について

1 趣旨

企業庁では、令和6年度から「神奈川電気・ダム管理事業計画」（以下「事業計画」という。）に基づき取組を進めており、令和6年度の取組状況について報告する。

2 事業計画の概要と重点取組

事業環境が変化していく中であっても、ダムや発電所を県民のライフラインとして適切に維持管理を行い、電力と水道用原水の安定供給に取り組むため、県営電気事業、城山ダムなどの管理を行う相模川総合開発共同事業及び三保ダムの管理を行う酒匂川総合開発事業の3つの事業を一体的に連携し、事業運営を行う。

(1) 計画期間

10年間〔令和6年度から令和15年度〕

(2) 重点取組目標の達成状況

重点取組目標である「点検等の作業や故障などによる発電停止時間をゼロに近づける」について、6.7%の停止率となった。（令和5年度停止率：4.6%）

【主な取組】

- ・ 発電機の停止を伴う複数の工事について、優先度の高い工事に合わせて他の工事を同時期に実施
- ・ 設備ごとにリスク評価を行い、点検の標準周期を延伸
- ・ 重要箇所精密巡視点検の実施等による事故停止の防止

3 電気事業の取組状況

電力システム改革に対応して、令和6年度から新たな電力受給契約（3年間）を締結するとともに、国が創設した容量市場に新たに参加して収入を確保し、以下の主要事業に取り組んでいる。

(1) 相模ダムのリニューアル

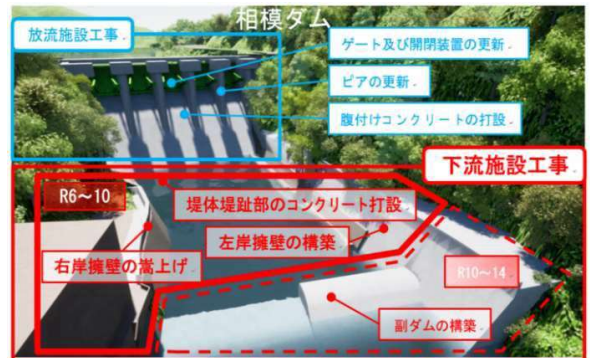
完成から70年以上が経過し、老朽化が進む相模ダムについて、下流施設工事としてダム下流の河道を保護するための工事を行うほか、放流施設工事として老朽化したダムのゲートやこれを支えるコンクリート柱等を取り替える工事等を行う。

〔工事スケジュール〕

種 別	R6	R7	R8	R9	～	R14	～	R21	R22	R23	R24
下流施設工事	→										
放流施設工事				→							
付帯工事	→										

〔取組状況〕

- ・ 「相模ダムリニューアル工事（第1期）下流施設工事」は、総合評価落札方式（標準型）により受注者と契約を締結し、本格的に工事に着手した。
- ・ 放流施設工事に向けて、ゲートの開閉装置などを移設する付帯工事を実施するほか、設備の詳細設計などを行った。

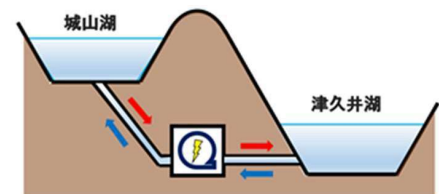


(2) 発電所の再整備

老朽化が進む城山発電所や柿生発電所について、発電能力の向上や新たな機能を追加し、発電設備全体の再整備を行う。

〔取組状況〕

- ・ 城山発電所について、令和7年度の付帯工事（屋外機器工事等）着手に向け、事業費の算定や設計等の準備作業を行った。
- ・ 柿生発電所について、令和5年度の基本設計委託を受け、国の固定価格買取制度を活用した再整備計画を検討した。



【城山（揚水）発電所の仕組み】



【柿生発電所の外観】

(3) 相模貯水池・道志調整池の堆砂対策

上流域の災害防止等のため、堆積した土砂のしゅんせつを実施し、除去した土砂は養浜、河川還元（置き砂）や、建設骨材、埋立て盛土材として有効活用を図るとともに、流入支川の保全対策を行う。

〔取組状況〕

- ・ 相模貯水池及び道志調整池で、しゅんせつを実施し、除去した土砂の有効活用を図った。
- ・ 相模川の流入支川の保全対策として、沢井川余水吐トンネルを拡幅する工事が完成した。



【相模貯水池のしゅんせつ作業】

(4) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギーで発電した電力を、小売電気事業者とパートナー契約を結び県内に供給することで、地産地消の取組を進める。

〔取組状況〕

- ・ 愛川太陽光発電所、谷ヶ原太陽光発電所、早戸川発電所では、令和5年度から湘南電力株式会社とパートナー契約を締結し、県内産の電力を県内の家庭や事業者へ供給した。
- ・ 玄倉第1発電所では、令和5年度から株式会社まち未来製作所とパートナー契約を締結し、県内産の電力を県内の家庭や事業者へ供給した。

(5) 再生可能エネルギーをためる取組

再生可能エネルギーの導入が進むことに伴い、「電力をためる」取組を強化し、脱炭素社会の実現を目指すため、「蓄電所」の導入に向けた検討を行う。

〔取組状況〕

- ・ 蓄電所導入可能性調査委託を実施し、長期脱炭素電源オークション制度の変更を踏まえつつ、企業庁未利用地に設置した場合の設備仕様の検討などを行った。

(6) 保守管理の効率化

スマート保安システムの導入により、発電機等の異常の兆候を早期に発見して、故障による発電機の停止を削減し、効率的な保守管理を行う。

〔取組状況〕

- ・ スマート保安システムを道志第2発電所に導入した。
(令和3年度 相模発電所に導入済み)

(7) 管理体制の最適化

発電設備業務支援システムを構築して、発電所の工事・点検スケジュール等のデータを一括管理し、業務を集約化することにより効率化を図る。

〔取組状況〕

- ・ 発電設備業務支援システムを開発し、運用を開始した。

4 ダム管理事業の取組状況

(1) 相模川総合開発共同事業

城山ダム等の適切な維持管理

城山ダム施設等の機能を維持するとともに、城山貯水池の保全対策を適切に行う。

〔取組状況〕

- ・ 放流警報設備や受変電設備等の電気機械設備の更新工事を行った。
- ・ 城山貯水池の保全対策として、新たに令和6年度からしゅんせつに着手し、除去した土砂の有効活用を図った。

(2) 酒匂川総合開発事業

三保ダム等の適切な維持管理

三保ダム施設の機能を維持するとともに、三保貯水池の保全対策を適切に行う。

〔取組状況〕

- ・ 三保ダム取水口除塵機や受変電設備の修理工事を行った。
- ・ 三保貯水池の保全対策として、しゅんせつを実施し、除去した土砂の有効活用を図った。

V 5事業者が目指す「水道システム再構築」の取組状況について

県内水道5事業者（神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市）の水道事業者、並びにこれらの水道事業者から水道用水を供給する神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。))が、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて進めている「水道システム再構築」（以下「再構築」という。）の取組状況について報告する。

1 再構築の概要

再構築は、5事業者で共通の施設整備を行い、効率的な施設更新等を目指すものであり、取組の方向性と目標は次のとおり。

取組の方向性	目 標
水道施設の再構築	- 現在の11浄水場を8浄水場へ再編（ダウンサイジング）うち、企業団の3浄水場を増強 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備
上流取水の優先的利用	- 上流(沼本)の未利用水利権の活用 - 下流(寒川)の水利権を上流(沼本・社家)で活用
取水・浄水の一体的運用	取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築

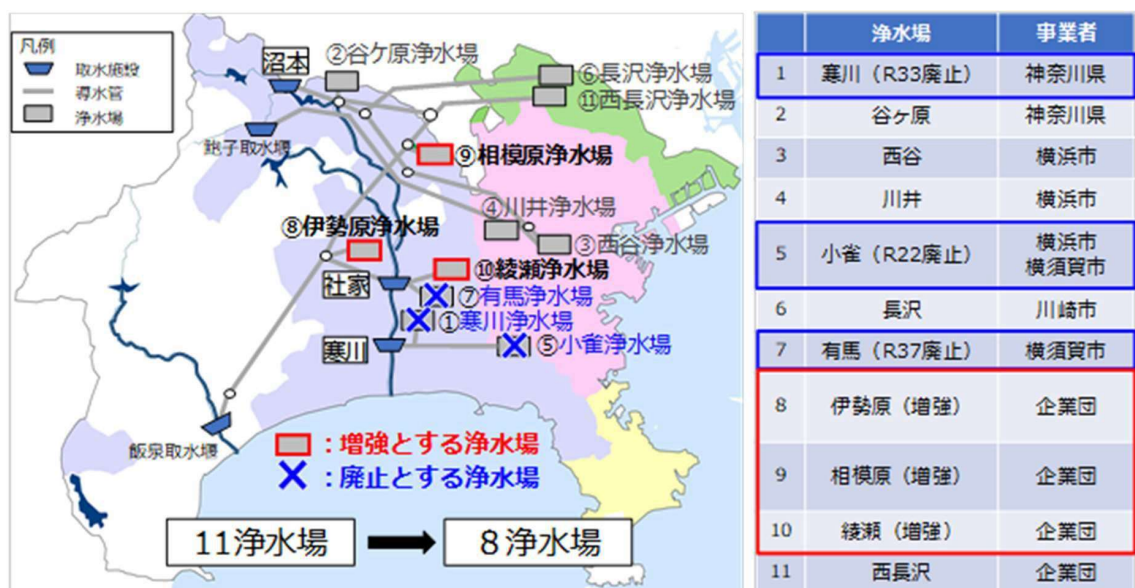


図 浄水場の再編（ダウンサイジング）

2 河川調査の実施

「上流取水の優先的利用」による段階的な取水地点の変更に伴い、将来想定される相模川の流況変化を明らかにするため、令和6年度から令和7年度の2ヵ年で河川調査を実施しており、その内容は次のとおり。

項 目	内 容
既存資料の収集	・ 相模川の河川環境（主に魚類）に関する既存の調査結果を整理
流況解析	・ 解析モデルの作成と流況変化（流量、流速、水深など）の解析
ドローン調査	・ 流況観測調査及び空撮調査
魚類調査	・ 生育環境、産卵環境、遡上及び降下環境の調査
評価	・ 流況変化の状況を整理 ・ 流況解析モデルとドローン調査を基にした流況変化の把握 ・ 魚類の産卵や移動への影響や、取水堰の魚道への影響を評価

3 河川調査に係る有識者会議の設置

河川調査にあたり、学識経験を有する者の意見を聴取するため、次の事項を所掌とする「5事業者の『水道システム再構築』実現に向けた河川影響等に関する有識者会議」を設置して、これまでに3回の会議を開催した。

- ・ 5事業者が実施する河川調査の方法及び結果の妥当性に関すること
- ・ 河川調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性等に関すること

4 河川協議に係る国等との調整

5事業者が取り組む「水道システム再構築」の課題解決を図るため、国や県の関係部局が連絡・調整を行うことを目的とした「相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会」が設置された。

5 スケジュール

令和9年度からの水道施設の再構築の事業着手に向けて、引き続き河川調査を行い、漁業者・農業者など関係河川使用者や水利権に係る河川管理者との協議を進める。

項目	R6	R7	R8	R9	～	R37
河川調査及び有識者会議						
関係河川使用者協議						
河川管理者協議						
事業着手						

VI 活性炭談合に関する損害賠償請求訴訟の和解について

活性炭の入札において談合を行い、企業庁に損害を与えた事業者に対する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定により東京地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたことを報告する。

なお、和解について、地方公営企業法第40条第2項の規定により、議決を要しないとされている。

1 和解の内容

(1) 件名

活性炭入札談合に係る損害賠償請求事件に係る和解

(2) 和解の相手方及び和解金額

ア 和解の相手方

本町化学工業株式会社
株式会社エーシーケミカル
幸商事株式会社

イ 和解金額

507,144円

2 事件の内容

- ・ 公正取引委員会は、活性炭の卸売業者である本町化学工業株式会社をはじめ16社が、平成25年10月から平成29年2月に行われた水道事業者による活性炭の入札において、談合を行っていたとして、令和元年11月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
- ・ 公正取引委員会が指摘した談合に、県企業庁が行った入札7件が含まれていた。
- ・ 県企業庁は、談合を行ったとされる入札7件のうち、談合により不当に高い価格で落札されたと思料される2件について、関与したとされる卸売業者3社に対し、令和4年10月20日に損害賠償請求を行った。
- ・ 損害賠償請求の相手方3社が、いずれも支払の意思を示さなかったため、当該3社に対し、令和5年4月19日に損害賠償請求訴訟を提起した。

3 訴訟の経過

- ・ 提訴後、現在まで12回にわたり口頭弁論等の裁判手続きが行われ、その中で、令和7年3月17日に裁判所から和解勧告があった。
- ・ 企業庁は、裁判所が談合の事実と損害の発生を認めたことや、裁判を

継続することはコスト面からも得策ではないとの判断により、令和7年6月23日に請求内容の一部を放棄し、和解に応じたものである。